

相続税の基本的計算の仕組み

佐藤 達夫 (さとう たつお)

東北税理士会 郡山支部
税理士



今年度も私達のチームが、原稿の担当をすることになりました。1年間どうぞ宜しくお願い致します。さて、今年度の初めは、昨年税理士業界では、30年間続いてきた相続税税額計算方式の改正について、大変話題になりました。結果的に国税庁は改正についていったん見送りとなりましたが、今後の改正については、可能性を残したままであります。そこで今回は、もう一度30年間続いてきた相続税の基本的なことについて考えてみたいと思います。

〔質問1〕

私は、今回父が亡くなり遺産分割協議により銀行預金を1,000万円相続することとなりました。父の遺産総額は、3億円でした。それで、相続人全員で相続税申告書を作成し申告納税をしました。ところで、相続税は一人1,000万円の基礎控除があると聞きましたが、なぜ私に納税額が計算されるのか教えてください。

〔回答〕

相続税の計算方法は、相続財産を取得した人が、それぞれ一人一人各々計算するのではなく、相続人の遺産総額全体に係る相続税額を計算し、その税額を取得した財産額に応じて按分した金額を税額として納付することになります。

例えば、質問者が以下の状況の場合について説明します。

条件1・相続人 母（配偶者）・長男・
二男（質問者）・長女

条件2・遺産総額 3億円
(債務及び葬式費用控除後)

条件3・遺産分割状況

母	1億4,000万円
長男	1億4,000万円
二男	1,000万円
長女	1,000万円

相続税は、まず遺産総額から基礎控除を差し引いて、それを、相続人が法定相続分により相続したものと見なして相続税の総額を計算します。その後、その総額を取得した金額に応じて按分することになります。

(1) 基礎控除の計算

相続税の基礎控除額は、次の算式により計算されます。

$$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

質問者の場合に法定相続人の数は、母、長男、二男、長女の4人となります。そのため、基礎控除額は、5,000万円 + 1,000万円 × 4人 = 9,000万円 となります。

(2) 相続税の総額の計算

相続税の総額の計算は、遺産総額から上記(1)の

基礎控除額を差し引いた金額を、法定相続人が、法定相続分により取得したと、みなして税額を計算します。質問者の場合には、次の通りになります。

① 法定相続分による各人の金額

母の法定相続分が 1/2

長男・二男・長女の法定相続分が

$$1/2 \times 1/3 = 1/6$$

上記の割合が、法定相続分となり、それにより取得したものとされる金額は、

課税価格 30,000万円-9,000万円=21,000万円

母 21,000万円×1/2=10,500万円

長男 21,000万円×1/6=3,500万円

二男 21,000万円×1/6=3,500万円

長女 21,000万円×1/6=3,500万円

となる。

② 相続税総額

上記の金額に応じて相続税を計算し、その合計金額を、相続税の総額とする。そうすると次のようになる。

母 10,500万円×40%-1,700万円=2,500万円

長男 3,500万円×20%-200万円=500万円

二男 3,500万円×20%-200万円=500万円

長女 3,500万円×20%-200万円=500万円

結果相続税の総額が上記の合計金額の4,000万円となります。

(3) 各人の納付税額の計算

① 母の納付税額

$$4,000万円 \times (14,000万円 / 30,000万円) * \\ = 1,880万円 \quad * \text{切り上げ}47\% \text{とする。}$$

② 長男の納付税額

$$4,000万円 \times (14,000万円 / 30,000万円) * \\ = 1,880万円 \quad * \text{切り上げ}47\% \text{とする}$$

③ 二男の納付税額

$$4,000万円 \times (1,000万円 / 30,000万円) * \\ = 120万円 \quad * \text{切り捨て}3\% \text{とする}$$

④ 長女の納付税額

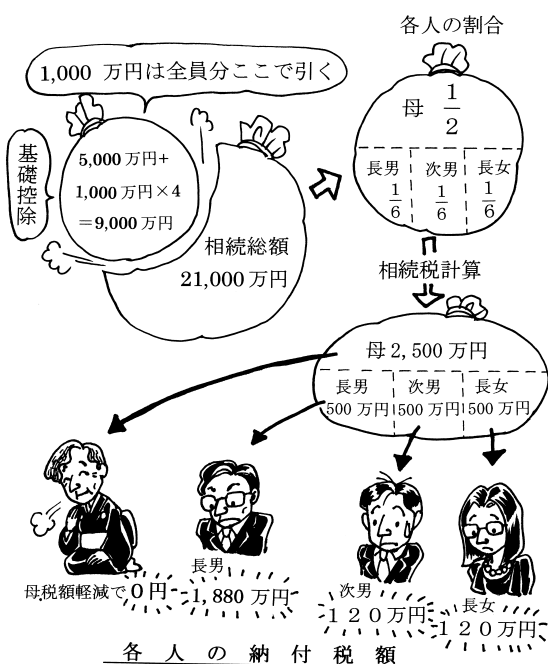
$$4,000万円 \times (1,000万円 / 30,000万円) * \\ = 120万円 \quad * \text{切り捨て}3\% \text{とする}$$

各人の納付税額は、上記のようになります。結果、二男の方も納付税額は発生することになります。尚、母（配偶者）については、配偶者の税額軽減の規定があるので、母（配偶者）の取得した遺産が、遺産の1/2以下の場合には、ゼロとなります。

このように、相続税額は、遺産分割がどのように行われてもその総額は、変動することはありません。上記(2)までは、同じになります。変動するのは上記(3)の計算が、その取得した割合によって変動します。ただ配偶者の税額軽減規定があるので分割の仕方では、納付税額が異なるし、二次相続の相続税額も異なってきますので、相続税の申告をする場合には、分割協議決定前に最寄りの税理士の先生に相談なさった方がベストだと思います。

〔質問2〕

私の父が、2月1日に亡くなりました。父の遺産は、3億円です。相続人は、母・長男・長女と私（二男）です。私達は、遺産分割の協議をしてきましたが、この度協議が成立しましたので、相続税の申告を提出したいと思っています。相続税の申告は、いつまでに提出したらいいのか教えてください。





〔回 答〕

相続税の申告書は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に提出しなければならないことになっています。

尚、この期間内に国内住所及び居所を有しないこととなる場合には、住所及び居所を有しないこととなる日までに相続税の申告書を提出しなければなりません。

相続の開始があったことを知った日とは、一般的には被相続人の死亡の事実を知った日と解されています。そのため相続人により異なる場合があります。その場合には、申告書の提出期限も異なることとなります。

従って、質問の場合には、相続人全員が、12月1日が提出期限となります。

〔質問3〕

私の父が、2月1日に亡くなりました。相続人は、母・長男・長女と私（二男）です。長男は、10年前からアメリカの会社に勤務しておりアメリカの国籍を取得した上で妻子と共にワシントンに居住しております。長女（父の扶養親族）は、昨年ワシントンの大学に留学しています。私と母は、日本国内に居住しております。この場合の納税義務の取り扱いはどのようなになっているのでしょうか。

〔回 答〕

相続税法では、個人である相続税の納税義務者について、無制限納税義務者と制限納税義務者及

び特定納税義務者に区分して規定しており、その納税義務の範囲が異なります。

1 無制限納税義務者

無制限納税義務者には、居住無制限納税義務者と非居住無制限納税義務者があります。

(1) 居住無制限納税義務者

居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、財産取得時において相続税法の施行地（日本国内）に住所を有している個人をいい、このときには、その取得財産が施行地（日本国内）にあるかどうかにかかわらずその全部について相続税が課税されます。

(2) 非居住無制限納税義務者

非居住無制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人でその取得をした時において、日本国内に住所を有していない者（その個人又は相続若しくは遺贈に係る被相続人が、その相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある場合に限り）をいい、このときにも、その取得財産が施行地（日本国内）にあるかどうかにかかわらず、その全部について相続税が課税されます。

2 制限納税義務者

制限納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、財産取得の時において、相続税の施行地（日本国内）に住所を有していない個人（上記(2)に該当する場合を除く。）をいい、このときには、その取得財産のうち相続税の施行地



(日本国内)にあるものについてのみ制限的に相続税が課税されます。

3 特定納税義務者

特定納税義務者とは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった個人のうち、相続税法第21条の161項の規定により相続時精算課税の適用を受ける財産を被相続人から贈与で取得している個人をいい、この個人は、贈与が相続とみなされて納税義務を負うこととなります。

尚、相続税法において住所とは、各人の生活の本拠地をいい、同時に2ヵ所以上の住所はないものとして取り扱われます。また、次の者の住所は、原則として日本国内にあるものとして取り扱われます。

- ① 学術、技芸の習得のため留学している者で国内にいる者の扶養親族となっている者
- ② 国外において勤務その他の人的役務の提供をする者で国外における人的役務の提供が短期間(おおむね1年以内をいう。)であると見込まれる者(その者の配偶者その他生計を一にする親族でその者と同居している者を含む。)

以上のことから、質問者の場合、長男は、制限納税義務者となり母・長女・二男は無制限納税義務者になります。

〔質問4〕

父が亡くなりました。相続人は、母・長男・長女・私(二男)の4人です。父は60年前から郡山に住んでいます。母と私は、郡山市に、長男は東京に、そして、長女は大阪に住んでいます。この度、相続税の申告書を提出しようと思いましたが、その提出先は、各相続人の住所地の所轄税務署でよろしいですか。

〔回答〕

居住無制限納税義務者及び特定納税義務者は、日本国内にある住所地が納税地となり、相続税の申告書は、その納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、非居住無制限納税義務者、制限納税義務者、居住無制限納税義務者及び特定納税義務者のうち日本国内に住所又は居所を有しないこととなった者の納税地は、その者が納税地を定めて申告した場合にはそれにより、その申告がない場合には、国税庁長官が納税地を指定することとされています。

しかし、被相続人の死亡の時ににおける住所が日本国内にある場合には、相続税の申告書の提出先は、上記にかかわらずその被相続人の死亡の時ににおける住所地の所轄税務署長となります。

従って、質問者の場合には、亡くなった父の住所地である郡山市の所轄税務署に相続税の申告書を提出する必要があります。